# 社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要の要点

平成23年12月16日 社会保障・税に関わる番号制度に 関する実務検討会決定

#### I. 名称、所管

○番号制度は内閣府が所管し、その法律の通称は、「マイナ ンバー法」とする。 ○個人番号の通知等及び番号カードの所管は総務省、法人

番号の通知等は国税庁 ○情報連携基盤は内閣府と総務省の共管

### Ⅱ.制度の内容

#### 1 総則

○国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民 が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

を目的とする。

〇個人番号は次のことを基本理念として取り扱う。 ・個人の権利利益が保護されるものであること

社会保障制度及び税制における給付と負担の適切な関 係が維持されるものであること

・行政における申請、届出その他の手続等の合理化が 図 られること

自己に関する個人情報の簡易な確認の方法が得られる 等国民生活の充実に資するべきものであること

2 個人番号

○市町村長は、個人番号を定め、書面により通知 〇市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共

団体情報処理機構(仮称)に要求

〇一定の要件に該当した場合のみ、個人番号は変更可能 ○個人番号の利用範囲をマイナンバー法に明記。地方公共

団体の独自利用や災害時の金融機関での利用も可能

○本法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供又 は告知を求めることは禁止

○本人から個人番号の告知を受ける場合、番号カードの 提示を受ける等の本人確認を行う必要

#### 番号個人情報の保護等

#### (1) 番号個人情報の保護

価報告書を作成・公表

○マイナンバー法の規定によるものを除き、番号個人情報 の収集・保管、番号個人情報ファイルの作成を禁止

〇個人番号取扱者の許諾のない再委託は禁止

○番号情報保護委員会は情報保護評価指針を作成・公表 ○行政機関の長等は、情報保護評価を実施し、情報保護評 (2) 情報連携

○番号個人情報の提供は原則禁止。情報連携基盤を使用して行う 場合など、マイナンバー法の規定によるもののみ可能

〇同一内容の情報が記載された書面の提出を複数の番号 関係手続において重ねて求めることがないよう、相互に連 携して情報の共有及びその適切な活用に努める

○情報連携基盤の所管大臣は、情報提供者及び情報照会 者へ本人の個人番号を特定することができる符号を通知 ○情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供を求められ

た場合、当該番号個人情報の提供義務あり ○情報提供の記録は情報連携基盤に保存

(3) 個人情報保護法等の特例

○情報連携基盤上の情報提供の記録について、マイ・ポー タル又はその他の方法により開示 ○任意代理人による番号個人情報の開示請求等が可能

○本人同意があっても番号個人情報の第三者への目的外 提供は禁止

## 〇地方公共団体等における必要な措置 **4 番号情報保護委員会**

〇内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる 三条委員会として設置

○所堂事務

番号個人情報の取扱いに関する監視又は監督 情報保護評価に関すること など

〇組織•任期等

委員長及び最大6人の委員をもって組織。任期は5年。

委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣 が任命。

委員は、個人情報の保護に関する学識経験者、情報処 理技術に関する学識経験者、社会保障制度や税制に関 する学識経験者、民間企業の実務経験を有する者、地方 公共団体の全国的連合組織の推薦する者等で構成。

委員長、委員、職員等の守秘義務、給与、政治活動の禁 止等を規定

委員会は指導、助言、勧告、命令、報告及び立入検査 の実施権限、委員会規則の制定権あり

委員会は内閣総理大臣に意見を述べることができる ・委員会は毎年国会に処理状況を報告、概要を公表

法人番号

○国税庁長官は法人番号を指定、通知。法人等の名称、所 在地等と併せて法人番号を公表。ただし、人格のない社団 等の所在地等の公表は予め同意のあるものに限る。

○行政機関の長等は、番号法人情報の授受の際、法人番 号を通知して行う。

雑則

○番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記 録されている者に対し、その者の申請により、番号カード を交付

市町村長その他の市町村の執行機関は、条例で定める ところにより、番号カードを利用可能。

〇事務の区分

個人番号の通知、変更等の市町村長が処理する事務 の区分は法定受託事務。

7 罰則

以下のような行為に対する罰則を設ける。

○個人番号を取り扱う行政機関の職員や事業者等が正当 な理由なく番号個人情報等を含むファイルを提供したと

○個人番号を取り扱う行政機関の職員や事業者等が業務

に関して知り得た番号個人情報等を正当な理由なく提供

又は盗用したとき ○情報連携事務に従事する者等が情報連携事務に関して 知り得た電子計算機処理等の秘密を漏らしたとき

〇行政機関の職員等が不当な目的で個人番号が記録され た文書、図画又は電磁的記録を収集したとき 〇人を欺き、暴行を加え、脅迫する行為により、又は財物

の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の行 為により個人番号等を取得したとき ○偽りその他不正の手段により、番号カードの交付を受け

たとき ○番号情報保護委員会の職員等が職務上知り得た秘密を

漏らしたとき ○番号情報保護委員会による検査を拒むなどしたとき

○番号情報保護委員会の命令に違反したとき

その他

○マイナンバー法の施行後5年を目途として、本法の施行状況等 を勘案し、本法の規定について検討を加え、その結果に応じて 利用範囲の拡大を含めた所要の見直しを行う

### Ⅲ. 制度の施行期日

○準備行為等に係る規定・・・公布日

○番号情報保護委員会に係る規定・・・平成25年1月~6月 ○個人番号、法人番号、番号カードに係る規定

・・・公布日から3年を超えない範囲 〇情報連携に係る規定・・・公布日から4年を超えない範囲

#### 平成23年12月16日 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ 社会保障・税に関わる番号制度に 関する実務検討会決定 ☆『マイナンバー法案』を24年通常国会に提出 なるの他各府省の関連法令の改正が必要。 関係法律の改正を『マイナンバー法整備法案』として国会に提出 1. 番号交付: 市町村長が個人にマイナンバーを通知、国税庁長官が法人等に法人番号を指定。 •住民基本台帳法 ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 2. 利用範囲:「税+社会保障+防災の各分野」から開始。 · 商業登記法 医療等の分野については、まずは医療保険者における手続で利用。 •内閣府設置法 ·総務省設置法 固人情報の提供は原則禁止。番号個人情報の授受は法律に規定したものに限り可能。 ・財務省設置法 などが想定される。 4. 個人情報保護:三条委員会型の第三者機関を内閣府に設置、罰則の強化等により抑止力を向上。 2015年 2011年 (H23) 2012年 2013年 2014年 2016年 (H24) (H26) (H27) H23.12 (H25) (H28) 番号カードの交付 法案 番号 政省令 成立 通知 順次、マイナンバーの利用開始 【27年1月から利用する手続のイメージ】 与野党協議 法案提出 〇社会保障分野 ・年金に関する相談・照会 地方公共団 特別法案提出 〇税分野 体等と調整 ・申告書・法定調書等への記載 〇防災分野 ・要援護者リストへのマイナンバー記載 ※ただし、事前に条例の手当てが必要 制度構築 法案 政省令 医療等の分野の機微性の高い個人情報について特段の措置等を検討 成立 委員国会同意 委員国会同意 委員国会同意 情報連携基盤の運用開始 委員会規則 マイ・ポータルの運用開始 28年1月より、国の 情報保護評価ガイドライン作成(情報保護評価SWG) 情報保護評価の実施・承認等 情報連携基盤等の監査 機関間の連携から 開始し、28年7月を 目途に地方公共団 実証事業 システム要件定義 体との連携について も開始。 工程管理支援業務 システム構築 基本設計 詳細設計 プログラム設計、単体テスト 総合運用テスト センター・バックアップセンター構築 47都道府県リレーシンポジウム 国民対話 番号制度の国民広報